



2016年3月24日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社
代表者名 代表取締役社長 高木 正一郎
(コード番号 4551 東証第一部)
問合せ先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2016年3月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた、当社取締役及び執行役員の貢献意欲を、より一層高めるためのインセンティブとすることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

鳥居薬品株式会社 第1回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数は以下のとおりとする。各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、本日開催の取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

当社取締役 6名 190個

当社執行役員 6名 90個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権1個当たり

当社の普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議をもって合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 新株予約権の総数

280 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式に基づき算定される新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。但し、当社は新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該割当者が割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与することとし、金銭による新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

なお、払込金額は公正価額を基準として決定されることから、有利発行には該当しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

2018年4月9日から2021年4月8日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、割当日から2018年に開催予定の定時株主総会の前日までに退任又は退職した場合、退任又は退職後2年間に限り、割当てを受けた新株予約権を、その半数を上限に行使することができる。

- ② 新株予約権者は、自己の責めに帰すべき事由により、懲戒解雇若しくは論旨退職の制裁を受けた場合又は解任され若しくは辞任した場合は、解雇された時点若しくは退職した時点又は解任された時点若しくは辞任した時点から新株予約権を行使することができない。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人はその権利を行使することができない。
 - ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の取得条項
- ① 当社は、以下のi、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会において決議された場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 当社は、新株予約権者が、(8)に定める行使条件に該当しなくなった場合、又は権利を放棄した場合には、取締役会が別途定める日に、無償で当該新株予約権を取得することができる。
- (11) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(3)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(6)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(9)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

(8)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

(10)に準じて決定する。

- (13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権を割り当てる日
2016年4月8日
- (15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。
- (16) その他
その他、新株予約権の細目事項については、当社の取締役会決議により定めるものとする。

【ご参考】

- ・第124回定時株主総会付議のための取締役会決議日 2016年2月15日
- ・第124回定時株主総会の決議日 2016年3月24日

なお、ストック・オプションの権利行使の際には、当社が保有する自己株式（2015年12月31日現在500,768株）を充当する予定です。

以上